

無償化制度について

国の無償化制度について

【対象者・対象範囲等】

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等 〈3～4 頁参照〉

- 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化
- 0～2 歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化対象外。

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化

(3) 認可外保育施設等

- 3～5 歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化
- 0～2 歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたち対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

【就学前の障害児の発達支援】

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

国の無償化制度について(概要)

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型 保育所型 地方裁量型

幼稚園 3~5歳 保育所 0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号~8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て支援事業(第4章)

地域の実情に応じた子育て支援

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子ども(食材費(副食費))に対する助成(第59条第3号ロ))

- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

仕事と子育ての両立支援

- 企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

市町村主体

国主体

国の無償化制度について(子どもの認定区分)

【子どものための教育・保育給付】

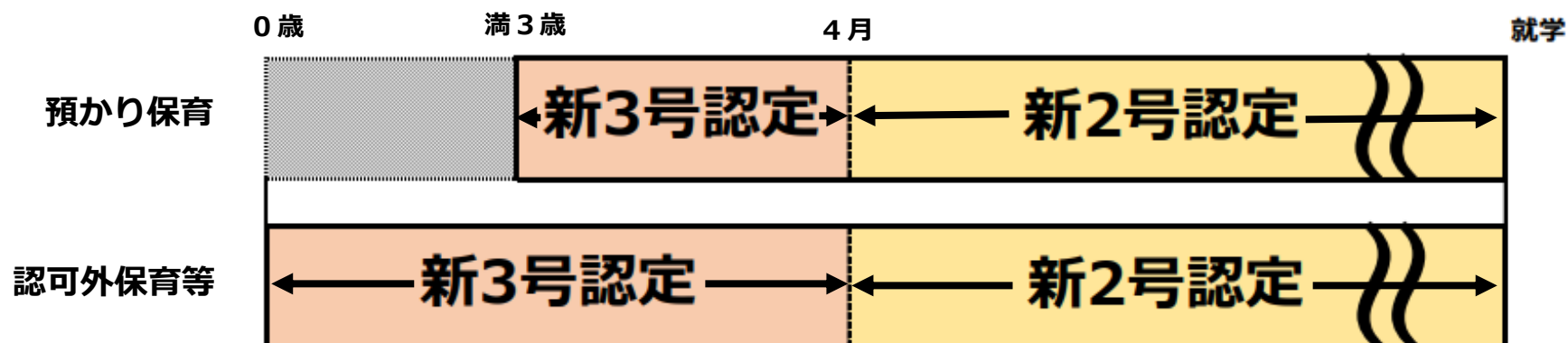
認定区分	支給要件	保育必要量	施設・事業
1号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	<u>満3歳未満</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等



国の無償化制度について(子どもの認定区分)

【子育てのための施設等利用給付】

認定区分	支給要件	施設・事業
新2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校
新3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



国の無償化制度について(預かり保育)

【対象者】

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園のうち、以下に該当する子ども

- ①新2号認定子ども ②新3号認定子ども

※認定の詳細については、前頁参照

【無償化上限額】 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（次頁参照）

- ①新2号認定子どもの上限額 ⇒ 1.13万円 ②新3号認定子どもの上限額 ⇒ 1.63万円

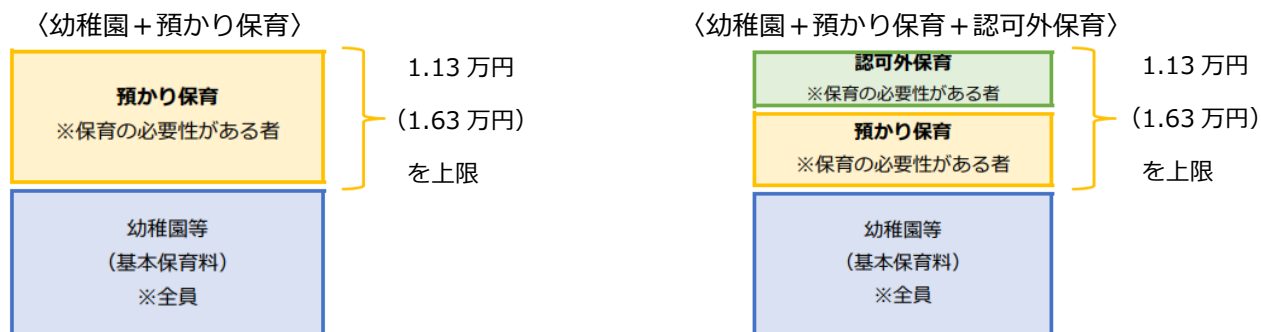
【支払い方法】

- 償還払い ※支払い事務フローについては後述

【幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について】

- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円または1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

【預かり保育の実施基準】



国の無償化制度について(預かり保育)

【支給額の算定方法】

- 月毎に**利用日数×450円**を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給
- 支給限度額と支払った利用実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする

【利用料の設定】

- 各園での自由設定(例: 時間・日・月単位で設定可能)

月内の支給額算定例①【時間設定】

【前提①】A園の預かり保育利用料設定

100円/時間

【前提②】A園児の利用日数

20日(1日3時間)

《各月支給限度額》

450円×20日=9,000円

《各月利用実績》

100円/時間×3時間×20日=6,000円

《支給額の算出》

9,000円>6,000円のため、

6,000円支給

月内の支給額算定例②【日額設定】

【前提①】B園の預かり保育利用料設定

400円/日

【前提②】B園児の利用日数

20日

《各月支給限度額》

450円×20日=9,000円

《各月利用実績》

400円/日×20日=8,000円

《支給額の算出》

9,000円>8,000円のため、

8,000円支給

月内の支給額算定例③【月額設定】

【前提①】C園の預かり保育利用料設定

10,000円/月

【前提②】C園児の利用日数

18日

《各月支給限度額》

450円×18日=8,100円

《各月利用実績》

10,000円

《支給額の算出》

8,100円<10,000円のため、

8,100円支給

国の無償化制度について(認可外保育施設等)

【対象者】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（以下「認可外保育施設等」という。）の利用者のうち、以下に該当する子ども

- ①新2号認定子ども ②新3号認定子ども

※認定の詳細については、10頁参照

【無償化上限額】 ※金額は全て月額（以下同じ）

①新2号認定子どもの上限額 ⇒ 3.7万円

②新3号認定子どもの上限額 ⇒ 4.2万円

【支払い方法】

- 償還払い ※支払い事務フローについては後述

【複数施設利用について】

認可外保育施設等のみの利用であれば、複数事業・施設にまたがる利用についても、上限額の範囲内であれば無償化の対象

（例）新2号認定（上限3.7万円）の場合



第2子以降の保育料無償化について(堺市独自制度)

保育料無償化以外の補助内容 (保育料の無償化については、5頁を参照。)

《幼稚園等の預かり保育(※)》 ※在籍する1号認定のお子さんを教育時間前後に預かる事業

満3歳(満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間)の第2子以降のお子さんで、次の全ての条件に該当する場合は、一時預かり事業(幼稚園型I)の利用料について、補助を受けることができます。(※補助を受けるには、事前に認定の取得が必要です。)

- 対象者**
- ・満3歳児クラスの第2子以降のお子さん(きょうだいの年齢・世帯の所得制限なし)
 - ・市町村民税課税世帯(※市町村民税非課税世帯は、国の無償化の対象)
 - ・保育の必要性が認められる場合

上限額 日額450円×1カ月の預かり保育利用日数(26日以上の場合は、16,300円)と実際に支払った額を比較して、低い方

《認可外保育施設・一時預かり事業(※)》 ※在籍していないお子さんを一時的に預かる事業

第2子以降のお子さんで、次の全ての条件に該当する場合は、認可外保育施設、一時預かり事業(一般型)の利用料について、補助を受けることができます。(※補助を受けるには、事前に認定の取得が必要です。)

- 対象者**
- ・0~2歳児クラスの第2子以降のお子さん(きょうだいの年齢・世帯の所得制限なし)
 - ・市町村民税課税世帯(※市町村民税非課税世帯は、国の無償化の対象)
 - ・保育の必要性が認められる場合

上限額 月額42,000円

【一時預かり事業(一般型)を利用された方への提供証明書等の発行について】

保護者の方が補助金の申請を行う際に、施設を利用された証明として、提供証明書等の添付が必要となりますので、利用者の方には、施設から提供証明書等の発行をお願いします。なお、当補助金では、給食費等の実費徴収分は補助対象外のため、徴収金額に実費徴収分を含んでいる場合は、その内訳が分かるようにご記載ください。